

令和2年5月18日

学生、教職員の皆様へ

学 長 上 田 孝 典

福井県に係る緊急事態措置が解除された本学の対応について

先に休業要請を受けた本学における対応を5月20日(水)までと示したところですが、福井県は5月17日(日)をもって休業要請を解除したところです。この度、福井県からの新たな対応要請を受け、5月18日(月)より31日(日)までは、下記のとおり対応することとしましたのでお知らせします。今後は、本通知に則し適切に対応するようお願いいたします。

記

1. 学生の教育及び課外活動について

- ・引き続き、前期の授業は、基本的に全て遠隔授業により行う。
ただし、実験・実習など、遠隔授業によることが困難な場合は、分散実施や実施時期の変更など、遠隔授業で代替可能な方法を工夫する。その上で、6月1日(月)からは、3密を徹底的に回避する対策を講じた上で、感染リスクに十分配慮して実験・実習等を行うことを可能とする予定である。
- ・「緊急事態宣言の対象地域(5月18日時点:北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県)」から、福井県に移動する学生の場合、移動後2週間の健康観察のち登学することとする。

2. 研究活動について

- ・原則として、学内の研究活動を認める。
ただし、5月31日(日)までは、研究室における研究・学生指導等については、各学部長・研究科長がやむを得ないと認めた場合に限り、3密を徹底的に回避する対策を講じた上で、行うことを可能とする。なお、実施に当たっては、学生からの同意を得ておくこととする。
- ・研究活動を実施するにあたっては、文部科学省の「感染拡大の予防と研究活動の両立に向けたガイドライン」を参考にすること。

https://www.mext.go.jp/content/20200515_mxt_kouhou02_mext_00028_01.pdf

3. 大学業務について

- ・原則として、教員は、本学において遠隔授業を行う。
ただし、部局長が認めた教員や非常勤講師については、在宅勤務での遠隔授業を行うことができる。

- ・身体的距離の確保を行ない、3密を徹底的に回避するなど感染拡大防止対策を講じた上で、業務を行うこと。
- ・関係者の来学及び会議の開催については、オンライン会議等を活用し、極力控える。なお、本学の業務上やむを得ず、来学させる場合及び会議を開催する場合は、マスクの着用や3密を徹底的に回避するなど感染拡大防止対策を講じた上で、業務を行うこと。
- ・部局長は、職場における感染防止対策を徹底するため、部局の実情に応じた在宅勤務を実施することができる。また、発熱、倦怠感、咳、呼吸困難、嗅覚・味覚障害等の症状がみられる際は、自宅待機させることとする。

4. その他

- ・県外への不要不急の往来は、引き続き自粛すること。
- ・教職員は、本学との通勤や診療以外の理由で、「緊急事態宣言の対象地域」から福井県に移動する場合は、移動後2週間の健康観察(在宅勤務)ののち出勤することとする。
- ・引き続き、手洗い・消毒などの適切な措置を講ずると共に、人と人との間隔を空け、3つの「密」を徹底的に避けること。

【本件担当・連絡先】

総務部総務課

内線：2015, 2013

E-mail: s-soumu@ad.u-fukui.ac.jp